

(2) 北九州市一般廃棄物処理基本計画の推進

● 計画の趣旨

北九州市は平成5年に、ごみ処理の基本理念を「処理重視型」から「リサイクル型」に転換し、これまで、かん・びん・ペットボトルの分別収集や一般ごみ収集の有料指定袋制度の導入、紙パックとトレイの拠点回収など、さまざまな資源リサイクル施策に取り組み、市民の皆さんのご協力のもと、一定の成果をあげてきました。しかし、今後のごみ量は、ますます増加するものと予測されており、より一層のごみの減量化、資源化の取り組みが必要となっています。

そこで、北九州市のごみ処理の基本理念について、これまでの「リサイクル型」を一步進め、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）のいわゆる「3R」を基本に、再生品の需要拡大（グリーン購入）に至るまで総合的な取り組みを図る「循環型」に発展させるため、平成13年2月に、「北九州市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

この計画は市の計画であるとともに、市民や事業者の皆さんの計画でもあります。実効ある計画を推進するためにも、皆さんのご協力をお願いいたします。

※「北九州市一般廃棄物処理基本計画」は環境局のホームページに全文を掲載しています。

理念

基本理念	今後のごみ処理の基本理念を、これまでの「リサイクル型」から「循環型」に発展
期間	平成22年度までの10年計画
目標	年間ごみ処理量49万トン体制をめざす ●発生抑制、再使用による5%減量 ●リサイクル率の引き上げ（13%→25%）

計画の目標

★年間ごみ処理量49万トン体制の維持
市内で発生するごみ量を過去3年間の傾向で予測すると、平成22年度には全体で68万6千トンになると予測されます。
これを発生抑制（リデュース）と再使用（リユース）の取り組みにより5%の減量、さらに再資源化（リサイクル）率を11年度の13%から25%に引き上げる取り組みによって、年間のごみ処理量49万トン体制をめざします。

■基本計画の推進によるごみ量 (単位：千トン)

	平成11年度	平成22年度	
		現行のまま推移	基本計画の推進
ごみ処理量	497	594	489
一般ごみ	306	333	303
粗大ごみ	6	7	7
その他	7	7	7
自己搬入	178	247	172
資源化量 (リサイクル率)	75 (13%)	92 (13%)	163 (25%)
発生抑制量	0	0	34
計	572	686	686

基本方針



主な施策

古紙の循環システム	●発生抑制対策 簡易包装の推進及びマイバッグ運動の展開 ●古紙回収の促進 家庭系古紙の回収促進(集団資源回収方式の全市的展開) 事業系古紙の回収促進(商店街における回収拠点づくり) ●再商品化事業の誘導 家畜用敷料リサイクル事業などの誘導
生ごみの循環システム	●発生抑制策 生ごみコンポスト化容器等の普及促進 ●新たなリサイクル 生分解性プラスチックの早期事業化の促進
容器包装リサイクル	●かん・びん・ペットボトル 混合収集方式の見直し ●紙パック・トレイ 回収拠点の拡充、学校牛乳パックの回収
その他のリサイクル	●木くずリサイクル 焼却工場の搬入基準の見直し 剪定枝リサイクルの検討
再使用(リユース)促進の体制づくり	●リサイクルプラザの機能充実、不用品提供の情報システムの構築
環境物品の普及促進	●市役所での使用 環境物品等の調達に関する指針の策定 ●市民等への紹介 常設展示コーナーの設置
排出事業者処理責任の徹底	●処理ガイドラインの策定
適正な収集運搬体制の確保	●事業系一般廃棄物の計画収集の見直し
減量、リサイクル体制の整備	●資源化・減量化計画書の策定事業所の拡大
広域処理の推進	●近隣市町村の要請に応じた広域処理の取り組み
緊急的措置	
焼却施設	●焼却施設の整備及びごみ発電事業の推進
最終処分場	●新門司南地区処分場の整備
不法投棄対策	
ごみ処理経費の抑制	●委託のあり方を含む収集運搬経費の抑制
ごみ収集における市民のサービスの向上	●高齢者などに配慮した収集体制の検討
環境学習拠点の整備	●環境ミュージアム、エコタウンセンターの整備
学校教育における環境教育	●副読本シリーズ化、環境教育推進の中核となる教員養成
ポイ捨て防止の徹底	●ポイ捨ての実態の把握、公共ごみ容器の適正配置、 デポジット制度の導入検討
エコタウン事業の推進	
廃棄物研究体制、人材育成体制の整備	●大学、研究機関等との連携
国際協力、国際交流の推進	

計画の推進

